

TAX 02

02 医療費控除の手続き

平成24年1月～12月の本人と家族の医療費が10万円以上か、あるいは、所得の5%を超えた分(いずれか低い方の金額)については、医療費控除が受けられます(最高200万円まで)。申告時に医療費控除の手続きをしましょう。

▶ 手続きに必要な書類は次の2つです。

- 1 医療費明細書(広報紙2月号に折り込んでいます)
- 2 医療機関、薬局(医薬品のみ)等の領収書

↓ こちらの書類が医療費明細書です。窓口は混雑が予想されますので、医療費明細書は事前にご記入ください。



● 町県民税、国民健康保険税の申告をする人は

右の医療費明細書を申告書に添付して**2月18日(月)～3月15日(金)**までに役場本庁税務課に申告してください。

● 所得税の確定申告をする人は

所得税の確定申告書と右の書類と一緒に田川税務署へ提出してください。

2月18日(月)～3月15日(金)の期間は、確定申告会場が田川税務署から**たがわ情報センター**(田川市番田町2番1号)に変わります。確定申告会場は混雑することもあります。医療費控除等の還付申告は、確定申告期間以前でも受付可能です。なお**2月18日(月)～3月15日(金)**は、役場本庁でも医療費控除等の還付申告ができます。

※ 過去5年間なら、さかのぼって申告ができます。ただし、この間に一度でも所得税の確定申告をしている場合は、更正の請求となるので、申告期限から1年以内に申告しなければなりません。

TAX 03

03 「障害者控除対象者認定書」を申告時に提示 障害者控除の申請

要 介護認定(おおむね要介護3～5)を受けている65歳以上の人で、身体や精神に障害があるが「身体障害者手帳」「療育手帳」「戦傷病者手帳」などの手帳の交付を受けておらず、町が定める基準に該当する人を対象に、申請に基づき、町が「障害者控除対象者認定書」を交付します。確定申告の時にこの認定書を提示すれば、町県民税や所得税が課税されている人は、障害者控除が受けられるようになります。

● 対象年(年度)

平成24年分所得税、平成25年度町県民税
※ 以降毎年提示が必要です

● 申請・交付場所

福祉課介護保険係および各支所
※ 申請の際は「介護保険証」「申請者の身分証明」「印鑑」が必要です。障害者控除対象者認定書についてのお問い合わせは、役場福祉課 介護保険係 ☎ 22-7763まで。

税の申告

平成25年度

問 役場税務課
☎ 22-7762

TAX 01

町県民税・国民健康保険税の
申告は18日(月)～3月15日(金)まで

今 年も町県民税と国民健康保険税の申告時期になりましたので、福智町役場本庁で申告の手続きをお願いします。なお、障害年金や遺族年金などを受給してる人、収入がなく扶養になっている人も申告をしてください。申告受付のハガキが届かない場合でも、平成25年度の所得証明書などをとられる予定の人や国民健康保険に加入している人は、正しい税額の算定のため、収入の有無にかかわらず申告をしてください。

所得が少ない人は、状況に応じて国民健康保険税額が軽減される場合があります。申告がなければ国民健康保険税額の軽減措置が受けられませんので、ご注意ください。

▶ 所得のない人は支所でも申告できます。
▶ 所得税の確定申告は、18日(月)～3月15日(金)(午前8時30分～12時・午後1時～5時)の間、役場本庁で受け付けます。

↓ 申告受付のハガキは2月中に発送する予定ですが、確定申告をする人や職場から役場へ給与支払報告書が提出されている人などには発送しません。全町民にハガキが届くわけではありませんので、ご注意ください。



〔公印省略〕

平成25年2月21日

申告者各位

福智町長 浦田弘二

平素より税務行政の円滑な運営にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今年度の町県民税、国民健康保険税の申告につきまして、昨年と同様臨時会場を設置し、下記日程で申告受付を行いますのでよろしくお願い致します。

平成25年度 町県民税・国民健康保険税の申告について

● 受付期限

- 3月15日(金)まで
- 福智町役場本庁舎
2月18日(月)～3月15日(金)まで(20日間)
※ 支所での受付は下記の通りです。
- 赤池支所 2月25日(月)、26(火)、27(水)までの3日間
- 方城支所 2月28日(木)、3/1(金)、3/4(月)までの3日間
※ 本庁舎での申告期間中は、土・日・祝日を除く毎日受付を行います。

● 受付時間

午前8時30分～12時・午後1時～5時

● 受付会場

- 福智町役場(本庁) 1階 101会議室
- 赤池支所 地域住民係 横
- 方城支所 地域住民係 横
- ※ 各会場、受付窓口を1階ロビーにて行います。

〈0000000000〉

【申告するときに必要なもの】

- 1 給与所得者は、平成24年中に支払を受けた事業所の給与証明書。(源泉徴収票等)
- 2 年金をもらっている人は、公的年金等の源泉徴収票。
- 3 農業所得については、収入金額の分かるもの(営農口座)、必要経費の分かるもの。(領収書等)「別途、収支内訳書の記入用紙を本庁税務課窓口にて用意していますので、申告時に提出願います」
- 4 平成24年中に支払った社会保険料、生命保険料、地震保険料等の支払証明書。
- 5 平成24年中に支払った医療費の控除を受けようとする人は、医療費明細書及びその領収書。「別途、医療費明細書の記入用紙を広報紙2月号に折り込んでいますので、内容記入後、申告時に提出願います」
- 6 身体等に障害がある人は、障害者手帳・障害者控除対象者認定書などの証明するもの。
- 7 印かん。
- 8 本状。(このハガキを持参してください)
- 9 所得のない方は、例年どおり支所でも受付いたします。
※すでに申告済の場合は、行き違いですのでご了承ください。

【問い合わせ先】

福智町役場 税務課 TEL: 22-7762 (直通)
田川税務署(確定申告について) TEL: 44-0430 (代表)
※ 自動音声案内後、ダイヤル「2」を選択してください